

白井市市民活動推進センター

所在地：白井市堀込 1-2-2 (白井駅前センター内)

電話：047-498-0705

E-mail：info@shiroi-sk.org

白井市市民活動推進センターは、市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するために設置された施設です。

環境・福祉・まちづくり・国際交流など市民活動を行う団体等の活動に関する打合せや作業、情報発信・収集・交流の場としてご利用ください。

既に活動している団体だけではなく、「これから活動をやってみたい」「イベントに参加したい!」という団体・個人もご利用できます。

ただし、営利目的とした活動・宗教活動・政治活動等は使用できません。

～ 市民活動推進センター登録団体になりませんか ～

白井市内で主に市民公益活動を行っている団体の活動推進を図るため登録制度を導入しています。

市民活動推進センターの運営は、白井市市民活動推進センター登録団体で組織された市民活動推進センター運営委員会が、市からの委託により運営しています。

(情報の発信・収集・交流の場・団体間のネットワークづくり・活動のPR等)

登録対象は・・・

白井市内で、市民の自発性・自立性に基づいて、広く社会一般の利益を目的とした(公益的な)活動を継続的に行っている又は行おうとしている団体並びに個人。

ただし、営利活動や宗教活動、政治活動等は除きます。

◎次の項目にすべて該当することが条件となります。

- ①市民の自発性に基づいた、営利を目的としない社会サービスを提供する市民活動団体等であること。
- ②不特定多数の者の利益をはじめとする、広く社会全般の利益を図るための活動であり、仲間や会員のみ固有の私益を求める活動でないこと。
- ③自立的で継続的に活動が行われ、規約、会則等で代表者や活動方針、運営の方法が決まっていること。
- ④宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ⑤政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ⑥特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするものでないこと。

- ⑦暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体等でないこと。
- ⑧予め限られた情報開示（「登録申請書」にある事項）ができる団体等であること。
- ⑨事務所の所在地が市内にあること、またはその活動が主に市内で行われていること。
- ⑩会員の資格を得る、または失うことに関して、不当な条件を付していないこと。
- ⑪公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがないこと。

※活動の地域、分野、法人格の有無、組織の規模は問いません。
※登録後であっても、登録の決め事に反し、登録団体等として適切でないと判明した場合、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行いをした場合などは、登録を取り消す場合があります。

登録方法は・・・

「市民活動団体等登録申請書」に必要事項を記入し、下記資料とともに推進センターにご提出ください。[市民や他の団体とつなぐための基礎的な資料となります] なお、提供資料は返却いたしませんのでご了承ください。登録した団体は、毎年、実績活動報告書提出(1年間の活動実績がわかる任意書式)をお願いします。

- 【資料】①会の活動紹介資料（パンフレット等）★
②会則や定款の写し、またはこれに代わるもの
③役員名簿（氏名・役職のみで可）
④昨年度の事業報告書、収支決算書
⑤当年度の事業計画書、収支予算書
⑥会員の入会申込書または入会パンフレット★
⑦定期刊行物（会報・機関誌・情報誌等）★
⑧その他（会の実績等の関連資料）★
⑨事務所（活動場所）までの地図★
⑩総会資料又は活動内容のわかる書類

※前年度からの再登録の場合は、上記★①及び⑥～⑨については省略可。

※申請書は、市民活動推進センターのホームページ <http://shiroi-sk.org> からダウンロードしてください。

受付期間は・・・

平成28年4月1日（金）から 平成28年5月31日（火）まで

登録期間は・・・ 2年間となります。

平成28年6月1日（水）から 平成30年5月31日（木）まで

登録すると・・・

☆☆☆ 次のものが利用できるようになります。☆☆☆



【会議室】

市民活動の打ち合わせなどに利用してください。
使用日の2ヶ月前から電話による予約を受け付けます。(無料)

定員 12名程度 (登録団体専用)



【ロッカー】

登録団体が活動に必要な備品などを一時保管するために利用してください。

団体専用[個数 27 個]

(W27cm・D51cm・H54cm)

※利用期間は1年間です。(無料)

「団体専用ロッカー利用申請書」をセンターに提出してください。

希望多数の場合は、抽選となります。



【連絡ボックス】

登録団体相互の連絡やチラシの配付などに利用してください。

団体専用[個数 66 個]

(W25cm・D34cm・H7cm)

※利用期間は2年間です。(無料)

☆☆☆ 次のものが **優先的** に利用できます。☆☆☆



【丁合機】

団体の総会資料の製本に利用してください。
280枚の用紙をセット可能で大量の丁合（ページ合わせ）もすばやく処理できます。

～無料です。～

丁合段数10段（10枚の製本ができます）
用紙サイズ（最大A3 320mm×450mm）
（最小A5 148mm×182mm）



【複写機】

コピー

（A4・A3・B5・B4の各サイズのコピーができます。）

使用料は、全サイズモノクロ 1枚10円です。



【印刷機】

原紙製版 1枚につき30円

インク代 25枚につき10円

○用紙をお持ちください。

電話による予約を受け付けます。

※詳細は推進センターへお問い合わせください。



【紙折り機】

用紙サイズと折り方を指定すると、二つ折、三つ折、四つ折、観音折等様々な折りが瞬時にできます。

～無料です。～

電話による予約を受け付けます。



【フリースペース】

交流の場として、自由に利用してください。
～無料です。～



【情報コーナー】

市民活動団体の情報を提供しています。
登録団体のイベント案内・ポスターを掲示したり
会員募集のチラシを置くなど団体の PR
にご利用ください。

※市内の活動団体のイベント情報や千葉県・
近隣市町村のイベント情報が掲載されていま
す。

※白井市市民活動推進センター登録団体の情
報コーナーも設置しています。

※市民活動推進センター情報紙「フロンティア」
を発行しています。



【作業室】

作業の場として、自由に利用してください。
～無料です。～



【パソコン】

◎パソコン（インターネットに接続）

利用時間は、1 時間まで。

～無料です。～

◎プリンター使用

白黒 1 枚につき 10 円

カラーについては、受付にお尋ねください。

予約できます。

市民活動推進センターでは・・・

☆☆☆ 市民活動に関することなら 誰でも相談できます。☆☆☆

市内の市民活動団体を紹介します。
市民活動に関心のある方は、お気軽に
ご相談ください。



【受付・相談】

『市民活動なんでも・いつでも相談』

「地域で何かをやってみたい方、市民活動を行っている方」を対象に、「なんでも・いつでも相談」を行っています。

自分たちの地域を、自分たちが住み良い地域へ、自分たち主体で創造して行きましょう！

あなたの価値観・知恵・能力・エネルギーを地域づくりに生かしてください。

日時：火～日曜日 午前9時～午後5時

土曜日は、午後9時まで。

祭日は除きます。

内容：地域活動の案内、市民活動紹介、新規団体設立、NPO 法人化などに関する
ことなど。

※NPO 法人化手続きなど専門的な相談は事前予約となります。

白井市市民活動推進センターの管理運営は・・・

市は平成22年度から施設の充実と運営の活性化を図るため、登録団体からなる「市民活動推進センター運営委員会」に一部の管理運営を委託しています。

委託にあたって市は、全ての登録団体が公平に管理運営に携わる体制を構築することが望ましいとの考え方を示し推進しているところです。

「市民活動まつり事業」「フロンティアの発行事業」「市民による市民のための市民講座」など、市民活動推進センター運営委員会が主体的に事業を行っていくよう進めています。

登録されます団体等の皆さんには、是非市の考え方にご賛同いただき「市民活動推進センター運営委員会」の一員として、みんなの力で施設運営の充実と公益的な市民活動の推進を担っていただきたくお願いします。

白井市 市民活動支援課 492-1111 (内 3151)

問合せ先：白井市市民活動推進センター

☎ (498) 0705

fax (498) 0706

✉ info@shiroi-sk.org